

今後の取組方針について（案）

社会資本整備審議会
建築分科会 アスベスト対策部会

- 前回の部会においては、国土交通省において、関係省庁と連携し、以下の取組みを進める必要があるとしたところ。
 - ① 小規模民間建築物を含めた民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態について、建築物石綿含有建材調査者による調査などによる実態把握や、除去等の対策の推進
 - ② アスベスト台帳の対象拡充に伴い、重点的に対応すべき用途・規模等を定めた上で、関係する業界団体との連携による建築物所有者等への周知の徹底

- その後、①については、9割以上の特定行政庁で小規模建築物も含めた台帳の整備が推進されているところである。その一方で、使用実態把握の調査に着手しているものは必ずしも多くないことから、一層の調査の促進とその支援が必要である。

- また、②については、国土交通省による講師養成講習の開催を契機として、8割程度の都道府県において、地域の実情に応じて様々な関係する業界団体と連携した周知がなされているが、こうした各地域における周知の徹底については、継続的な取組みが必要である。

- さらに、平成30年度には、厚生労働省及び環境省と連携し、建築物石綿含有建材調査者の制度拡充を行い、アスベスト調査に関する総合的な知識を有する専門家の育成に取り組んでいるが、小規模建築物の実態把握を早期に進めるためにも、引き続き、こうした専門家の育成に一層取り組んでいく必要がある。

- これらを踏まえて、今後は、
 - (1) 特定行政庁における小規模建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備及び実態把握のさらなる推進と、住宅・建築物アスベスト改修事業の活用や衛生上有害な建築物に対する指導・勧告等を通じた除去等の対策の推進
 - (2) こうした台帳整備や実態把握を充実したものとするための周知徹底や、建築物石綿含有建材調査者などの活用促進について取組みを進めることが必要である。

- また、これらの取組みについては、これまでに整備してきた施策（補助制度、講習会による周知等）を活用しつつ、一定期間継続してその進捗を把握した上で、厚生労働省や環境省における取組みの進捗状況も注視しつつ、必要に応じて課題を再整理することが必要である。

- なお、平成 17 年の建議及び平成 19 年・平成 28 年の総務省勧告において取り組むべきとされた課題については、いずれも方針策定や施策としての取組みがなされていることから、これらの課題について検討するために設置したアスベスト対策ワーキンググループ（平成 20 年 9 月設置）は廃止する。